

「2020年コロナ過」

レジャーホテル業界のおかれている現況

2011年の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改定により、レジャーホテルの社会的な位置付けが決められました。これまで「旅館」「ホテル」として営業していた施設が、「第2条第6項第4号」の「範疇」に入れられてしまいました。

(「1号」ソープランド「2号」ファッションヘルス「3号」個室ビデオ・ストリップ劇場「5号」「アダルトショップ」「6号」は「出会い系喫茶」)

上記は、〈特定のサービス〉をその施設において、客に提供するという営業形態(店舗型性風俗特殊営業)であります。

一方、ホテルは旅館業法に沿って客室の提供を行っているものであり、〈特定のサービス〉を客に施す事はありません。その利用の仕方はすべて客にゆだねられているものです。

(利用規約の提示) その違いは歴然としています。

建築上、構造的縛りや設備の縛り等の観点から、一方的に定義づけられたものでありますが、他の5業態とは違い、〈特定のサービス〉により対価を得ているわけではありません。

どうして「店舗型性風俗特殊営業」になるのでしょうか。

加えて「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する施設」などと使い方においても定義づけしています。

国民に「ここは専用施設です。そのような目的以外の利用はしないで下さい」と行政指導でもすると言う事ですか。こんな定義の押し付けは、利用者に対する公権力による人権の侵害であり、妨害行為であります。ここで改めて「なぜ同類(4号営業)なのか」問うものです。

そもそも無理やり分類上、詰込まれた感があり、全く別のカテゴリーのものです。

かりに当該施設が、風営法で言うところの趣旨で営業していたとしましょう。

行政のうがった思惑に沿った営業では、健全な需要と供給で成立している資本主義の社会において、早々と淘汰されている事でしょう。

なぜ多くのホテルが4号営業に組み込まれることになったのか…。

学校や住宅地近隣の偽装ラブホテル問題での、父母らによる団体活動が始まりとされます。

発端はそうだとすると、結論ありきのジッパヒトカラゲ論で分類されてしまったのです。

ホテルを続けるか否か、二択で考えなければならなかった状況。

経営の既得権が認められるといい、警察に届出をする必要に迫られた状況。

そんな中での判断で、国の制度に従ったものです。

これを起点に、事業の血流たる金融からも、排除される事になりました。

一方、風営法上のもと、それまで同様に営業していたパチンコ業は違いました。この改正を期に規制の緩和を勝ち取り、自由民主党の国会議員による33名以上の議員が業界の為に「時代に適した風営法を求める議員連盟」を結成。なんとパチンコの換金についての法制化をも掲げております。

ホテル業界にはこのような、政治力がなかったのです。

これを機に、金融機関の融資も、射幸性行為の最たるパチンコ業界へと一機にシフトしてきました。公序良俗のもと、はたして社会的な妥当性がどこに有るのでしょうか。

公序良俗の概念は時々の政策や、時代の風潮によって変わっていくといいますが…。

長いあいだ風評にさらされ、あらゆる分野で逆風を受けてきましたが、この度のコロナ過という緊急事態においてもそうであります。

2011年の改定においては、確かに形式上、任意の届出制であったわけです。よって、どんな事態でも、自ら4号営業へと届け出たのだから、他業種と同等に扱わなければならない義務はない。当然、どの様な事態になろうとも関するところではない。

…とは言え、行政の指導において「第4号」へと方向性を誘導されたのも事実であり、言うまでもなく、旅館業法による国の許可のもと、適正に納税を行い、法令を遵守し営業を行っているわけです。国としてこの明らかな差別対応は、道義的観点からしても問題があります。今、納税等の義務の履行に対して、それに相応した権利が全く与えられていません。

不合理であり、立法の精神からしても自己矛盾をきたしております。

社会経済全体が困窮に陥っている状況においても、許認可を与えておきながら、融資の対象から除外する。適正に営業している事業者が国の支援や融資を受けることが出来なくなれば、無申告で法令を無視した事業者を助長する事になります。

この状態は、公権力がもたらす社会秩序の崩壊にほかありません。

そして明確な憲法違反であります。

レジャーホテルは、各事業者のイメージ戦略、マーケティング戦略などが奏功し、ビジネスホテルなどと比較にならない、シティホテル同様の機能と雰囲気施設の施設が増えています。同時に、ビジネスホテル・シティーホテルは、休憩に当たるデユースへの販売に積極的に取り組んでいます。

もはや、利用実態だけでラブホテルの定義を行うには無理があります。

例えばカップルの利用を主たると定義すれば、新婚旅行客が多いリゾートホテルもラブホテルになります。

ラブホテルという名称を使うとすれば、全てのホテルがラブホテルであるのが実情です。休憩利用で定義するとすれば、ビジネスホテルやシティーホテルのデユース営業も規制されなければなりません。

また新法・レジャーホテルには、このような宿泊業態のボーダレス化の中でも、特別に様々

な建築規制が課されています。

その事例としては食堂の設置基準の強化、定員2名部屋の設置割合制限、簡易宿所での帳場設置義務、帳場の規模基準の設定、シングルルームの設置義務化等です。

この度施行された「住宅宿泊事業法(民泊新法)」における業態と、レジャーホテル施設の、構造や設備に対する規制には、多くの類似点があります。

そのため旅館業許可取得の際に、これらの規制に抵触するケースが多々見られます。

さらに、民泊需要の増加により、規制緩和が進みフロント不用という場合も出てきました。

これまで、風紀面やその他犯罪を抑止する為に様々な規制を設けてきたわけです。

当業界が風営法「第2条第6項第4号」営業に組み込まれ、計り知れない不利益を被ってもなお、法律の趣旨を順守してきた努力が、これでは無に終わります。

ここでも、整合性のとれない状況がおきています。

いずれにしても、ホテルカテゴリーのボーダーレス化は進んでおります。

ホテルはハード・ソフト・ヒューマンといわれます。

レジャーホテルは接客の人的サービスに限りがあります。

それ故に、徹底した利用者目線で、高級ホテル顔負けのサービスが貫かれてきました。

基本的に利用客は部屋で過ごす時間が長く、その時間を楽しく快適なものにするには設備やアメニティに力を入れる必要があるのです。

よって、利用料金に対する(付加価値・サティスファクション)&(コンビニエンス)の飽くなき追及がなされてきました。そして4号ホテルにおいては、稀有な既得権益とともに、卓越したビジネススタイルを確立し、独自の宿泊業態を築いてきたのです。

課せられたコンプライアンスのもと、今まさに、社会の真の必然性と共に、資本主義の勝者と成って、その証を示さなくてはなりません。

いかんせん、設備投資においては、いまだかつて金融機関の融資を受けることができません。基本的に自己資金で賄わなければならないのです。

業界が置かれている不合理で矛盾に満ちた状況を再認識するとともに、金融に対するリスクヘッジという観点からも、今回のコロナショックのもとで、どんな対策を構築できるかが問われます。

パチンコ業界の2011年に乗じるわけではありませんが、今こそ「時代に適した風営法を求める」ものです。

この度のコロナ禍により、「政治家・官僚の暗たんたる時代感覚」と「風潮に迎合する社会の矛盾」など、改めて考えさせられるものがあります。

この度のコロナ禍が、業界改革、社会変革への兆しになる事を望みます。

カサレーベルホテルズ所見

2020年6月吉日